ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の概要

1 規制対象行為の拡大等（２条）

(1) 規制対象行為「つきまとい等」の拡大（1項1・5号、2項）

➡ 恋愛感情等充足目的での次の行為を追加。
①住居等の付近をみだりにうろつくこと。
②拒まれたにもかかわらず、連続して、
　ｲ) SNSを用いたメッセージ送信等を行うこと。
　ﾛ) ブログ、SNS等の個人のページにコメント等を送ること。

(2) 性的羞恥心を害する電磁的記録等の明記（1項8号）

➡ 「つきまとい等」の一類型である性的羞恥心を害する行為について、電磁的記録やその記録媒体を送りつける行為等を確認的に明記。

2 禁止命令等の制度の見直し（５条）

(1) 禁止命令等における警告前置の廃止・緊急時の禁止命令等（1,3,4項）

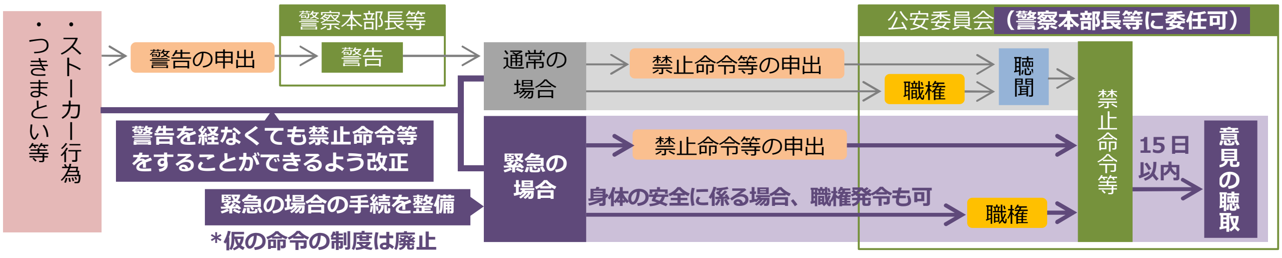

(2) 禁止命令等の更新制の導入（８～10項）

➡ 禁止命令等の有効期間は１年間。
➡ １年ごとに、聴聞を経て更新可。

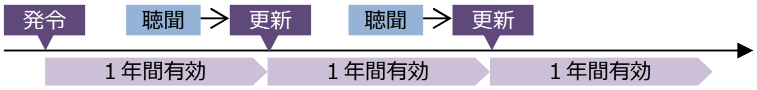

3 ストーカー行為等に係る情報提供の禁止

情報提供行為の禁止（７条）

➡ ストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対してその行為の相手方の氏名、住所等の情報を提供することを禁止。

4 ストーカー行為等の相手方に対する措置等

(1) 職務関係者による配慮等（９条）

➡ 職務関係者は、被害者の安全確保・秘密保持に十分配慮。
➡ 国・地方公共団体は、職務関係者に対し被害者の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるため研修・啓発を行うものとする。
➡ 国、地方公共団体等は、保有個人情報の管理について、ストーカー行為等の防止に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 民間施設における滞在支援等（10条）

➡ 国・地方公共団体は、民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮に努めなければならない。

5 ストーカー行為等の防止等に資するための措置

(1) 調査研究の推進（11条）

➡ 国・地方公共団体は、加害者を更生させるための方法、被害者の心身の健康回復の方法等に関する調査研究の推進に努めなければならない。

(2) その他の措置（12条）

➡ 国・地方公共団体が努めるべきストーカー行為等の防止・被害者の保護に資するための措置として、実態把握、人材養成・資質向上、教育活動等、民間団体との連携協力を追加。

6 罰則の見直し

(1) ストーカー行為罪の非親告罪化（18条）

➡ ストーカー行為罪について、告訴がなくても公訴を提起することができることとする。

(2) 罰則の引上げ（18～20条）

		現行	改正後
① ストーカー行為罪	懲役 罰金	6月以下 50万円以下	**1年以下** **100万円以下**
② ストーカー行為に係る禁止命令等違反罪	懲役 罰金	1年以下 100万円以下	**2年以下** **200万円以下**
③ ②以外の禁止命令等違反罪	懲役 罰金	(懲役なし) 50万円以下	**6月以下** **50万円以下**

施行期日 1・3・4・5・6＝公布日から起算して20日を経過した日　／　2＝公布日から起算して6月を経過した日